

別紙様式 1（公募実施要領）

「令和7年度補正コンテンツ産業成長投資支援事業（知的財産権侵害対策強化事業）」に係る入札可能性調査実施要領

令和8年1月14日

経済産業省

商務・サービスグループ

文化創造産業課

経済産業省では、「令和7年度補正コンテンツ産業成長投資支援事業（知的財産権侵害対策強化事業）」の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件すべてにおいて、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. に記載する提出先まで登録をお願いいたします。

1. 事業内容

（1）概要

エンタメ・クリエイティブ産業は、世界的にも中長期的な成長が見込まれる産業であり、特にコンテンツ産業に目を向けると、海外売上が2023年で約5.8兆円と、半導体産業や鉄鋼産業の輸出額を超え、自動車産業に次ぐ規模となっている。

日本発コンテンツの海外売上を2033年までに20兆円に拡大する目標の達成に向けて、大規模・長期・戦略的な官民投資を推進するため、経済産業省は令和6年度補正予算101.1億円から令和7年度補正予算350.2億円まで3倍以上に財政支援規模を拡大した。

こうした中で、正規版の製作や流通等を促進することに加えて、海賊版被害を抑制して正規版の売上拡大やコンテンツへの再投資に繋げる必要性が一層高まっている。日本発コンテンツは、世界各国において高い人気を博しており、今後、官民一丸となって、さらなる海外展開を推進していくが、それらを対象とする侵害行為・侵害事例は後を絶たず、こうした事態が日本のコンテンツビジネスの海外進出の機会を阻害する要因となっている。これまで、「知的財産推進計画2019」（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）では、「関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成する」とされ、これを受けて令和元年10月18日に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を策定、令和7年5月30日には当該メニュー及び工程表の更新を行い、必要な取組を推進してきた。

しかし、海賊版被害額は2022年に約2兆円に達し、その後も指數関数的に増加の一途を辿っている。さらに、AIをはじめとする技術の革新により、海賊版被害の拡大は加速するおそれがある。そのため、本事業では、引き続き「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に記載された取組を実施しながら、海賊版対策の在り方を抜本的に改革し、海賊版の流

通源を断ちながら、正規版の流通を促進する。

（2）具体的な内容

（I）目標・戦略の立案

将来的に海賊版被害を抜本的に抑制することを目指す中で、本年度は限られたリソースで海賊版被害を最大限抑制するために、被害の実態把握を行いながら、削減が期待される海賊版被害額を要する費用で除したROIに基づいて、海賊版の取締りや正規版への誘導を効率化する。さらに、執行能力を強化することで、全体的にROIを高める。具体的には、アからウの戦略について、経済産業省と協議の上で定める。また、経済産業省で実施する令和7年度補正コンテンツ成長投資支援事業（アジャイルEBPM手法に関する調査研究事業）と連携して、その効果検証等を行う。

ア. 海賊版の取締り

本事業終了までの海賊版被害額の削減目標を定量的に設定する。その際には、国・言語、ゲーム・アニメ・マンガ・実写・グッズ等の分野のマトリックス毎に、被害額が大きい順に海賊版サイトや模倣品が流通するイベント等を整理した上で、ROIを考慮して、集中的にティクダウン申請や当局への取締要請といった対策を講じる対象を選定する。

イ. 正規版への誘導

本事業終了までの正規版への誘導目標を定量的に設定する。海賊版利用者の属性や海賊版を利用する理由のマトリックスを整理して、国・言語や分野別の想定海賊版利用者数を推計し、ROIを考慮して、誘導するターゲット層を具体化する。例えば、早く最新話を閲覧したい、正規版では自国の言語に翻訳されていない、海賊版と正規版の区別がついていないといった理由で海賊版を利用しているが、一定の所得を有しているため、潜在的には正規版の利用意向がある層が想定される。その上で、言語や掲載する媒体（画像、動画等）に応じて、具体化したターゲット層に対して、海賊版サイトから正規版サイトへの誘導を促す広報素材を作成し、正規版サイトの運営事業者に提供する。誘導先の正規版サイトは、特にコンテンツ産業成長投資支援事業補助金の流通プラットフォームの採択者を想定しているが、これに限らない。

ウ. 執行能力の強化

本事業終了までの執行能力の強化目標を定量的に設定する。その際には、海賊版の取締りや正規版への誘導に当たって実施する全ての具体的な工程・基盤及び各工程・基盤に要するヒト・モノ・カネ・情報のリソースを定量的に可視化する。その上で、執行能力を高めるために追加、削除又は改善すべき工程を特定して、理想的な工程を整理した上で、本事業の予算の範囲でROIを最大化する観点から行程毎に追加又は削減るべきリソースを定量的に具体化し、実行に移す。その際には、仮に予算制約がない場合に、ROIを最大化する観点から、行程毎に投入るべきリソースも試算する。また、特にヒトの強化に当たっては、コンテンツ産業界内及び他の関連企業の企業からの常勤／非常勤の出向者も含めて、オールジャパンで専門的な能力を有する人材を育成・確保することで、事務処理能力の強化や人材ネットワークの拡大、相互に共有する情報の質・量の増大を図ることも検討する。

(Ⅱ) 戦略の実行

(Ⅰ) で定めた戦略に基づいて海賊版対策を実行する。アからケの全ての項目を実行する必要はあるが、R O I の評価を含む戦略に基づいて、各項目内での実施内容については、重要な取組に集中的に取り組むものとする。具体的に実施する内容については、事前に経済産業省と協議の上で、決定する。また、実施に当たって、対外的に説明する際には、原則として、経済産業省の取組であることが分かるように名称やロゴを掲示すること。

ア. 広報・啓発

国内外の一般消費者やコンテンツ流通に関わる事業者、取締機関の担当者等に対して、知的財産権保護の重要性の啓発や、海賊版サイトから正規版サイトに誘導するための広報素材の作成、海賊版識別方法を訓練するセミナー等（対面もしくはオンライン）を最低5回実施する。

イ. モニタリング

国内外のインターネット又は店舗に流通する海賊版を監視する。システムを活用した自動検知や人間による目視を組み合わせて有効な監視を行う。

ウ. 資金源の遮断

①広告出稿抑制の要請

国内外の広告関係団体等に対して、海賊版サイトリストを定期的に共有して、海賊版サイトへの広告出稿を控えるよう要請する。

②決済処理停止の要請

国内外の金融関係団体や金融機関等に対して、海賊版サイトの銀行口座等の凍結を要請する。

エ. 表示の遮断

①検索結果表示停止の要請

国内外の検索システム運営事業者等に対して、海賊版サイトリストを定期的に共有して、検索結果への表示停止を要請する。

②フィルタリングの要請

国内のセキュリティソフト関連団体等に対して、海賊版サイトリストを定期的に共有して、フィルタリングの対象とするよう要請する。

オ. 削除要請の支援

コンテンツを提供するプラットフォームや、スマートフォンアプリ市場、コンテンツ・デリバリー・ネットワークの運営事業者に対する海賊版の削除要請を支援する。

カ. 運営者等の取締

①訴訟等

侵害行為の発見から権利帰属証明、許諾の有無、情報開示手続き、鑑定、訴訟手続きといった一連の作業を迅速かつ正確に実施する。

②当局による取締の支援

デジタルフォレンジックやオンラインプロファイリング等も行いながら、適法な範囲内で国内外のインターネット上にある海賊版サイトや海賊版販売店を分析し、運営者やサイト、販売店に関する情報・証拠を収集する。得られた情報に基づき、必要に応じて経済産業省と協力し、海賊版コンテンツから不正ストリーミング視聴機器（ISD）、偽キャラクターグッズまで、国内外の裁判所や執行機関等に対して情報開示請求や取締りの要請を行うことで、国内外の当局が海賊版サイト運営者を特定して取り締まることに貢献する。

キ. 諸外国の政府機関等との連携

知的財産権侵害対策に関する情報共有や取締りの実施等の実効性を高めるために、諸外国の政府、政府機関、権利者団体等と関係構築及び連携を強化する。また、侵害発生国の政府機関や関係機関との連絡窓口機能も担う。なお、日本コンテンツに対する被害状況を鑑み、必要と判断された国に属する政府機関や関係機関についても新たな関係構築及び連携強化を図るものとする。現在、関係構築及び連携強化が必要な国は、アメリカ、中南米、英国、EU加盟国、中国、韓国、インド、ASEAN諸国、中東、アフリカを想定している。当該国との間で枠組み作りや組織作り等、連携強化に資する具体的な検討を行う。また、侵害がより顕著な国においては、当該国における重要な組織との連携や連携組織の設置等を通じて侵害対策の実効性の担保を図る。

ク. 新たな海賊版対策の具体化

国内外の匿名性や非匿名性を保証し海賊版サイトの運営を助長するドメイン代行サービス等や、生成AI等を利用して権利侵害について、被害の実態を調査して、有効な対策を整理して実行に移す。

ケ. その他

国外でのサイトブロッキングの要請など、海賊版対策に関して国内外で必要な他の取組を実施する。

（III）執行能力の強化

ア. 訴訟等の実行体制の強化

侵害行為の発見から権利帰属証明、許諾の有無、情報開示手続き、鑑定、訴訟手続きといった一連の作業を迅速かつ正確に進める体制について、これまでの事業よりも本事業では手厚い体制を構築する。

イ. 海外拠点の強化

海賊版対策には、現地当局との連携が有効である。これまでの事業では、中国にのみ拠点を設置してきたが、本事業では、海賊版被害の状況を踏まえて、中国に加えて、ベトナム等に海外拠

点を拡充する。

ウ. データベースの整備

海賊版の早期発見と削除のための情報収集インフラの整備、及び訴訟における証拠保全の迅速化に向けたデータベースの整備を行う。また、日本特有の「製作委員会方式」(多数の主体が関わる任意組合)により、告訴主体が不明確で、その確認に時間を要するという課題が存在。そのため、告訴主体を迅速に特定するためのデータベースを整備することで、訴訟を処理するスピードを速める。

(IV) 事業報告書の作成

上記（I）～（III）で実施した業務に係る報告書を作成する。

※上記取組の他、必要な対策については状況に応じて積極的に提案するものとする。

（3）事業期間

委託契約締結日～令和9年3月31日

2. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和8年1月21日（水）12時までにメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、5. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和8年1月21日（水）12時までに登録してください。

3. 参加資格

・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・本事業において主催する会議等への出席
- ・国際執行業務等において連携組織を自社等で設置する場合の当該組織の運営管理に関すること

②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役

職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務・サービスグループ 文化創造産業課

担当：早坂、森末

TEL 03-3501-1750

FAX 03-3501-6782

E-mail hayasaka-satoru@meti.go.jp

morisue-meい@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和8年2月3日（火）12時00分必着

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

以上

(様式)

(別添1)

年月日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代表者氏名 : _____

連絡先

TEL :

FAX :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

| | 氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート番号及び国籍（※4） |
|-------------|----|------|------|------|----|-----------------|
| 情報管理責任者（※1） | A | | | | | |
| 情報取扱管理者（※2） | B | | | | | |
| 業務従事者（※3） | C | | | | | |
| 再委託先 | D | | | | | |
| | E | | | | | |
| | F | | | | | |

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

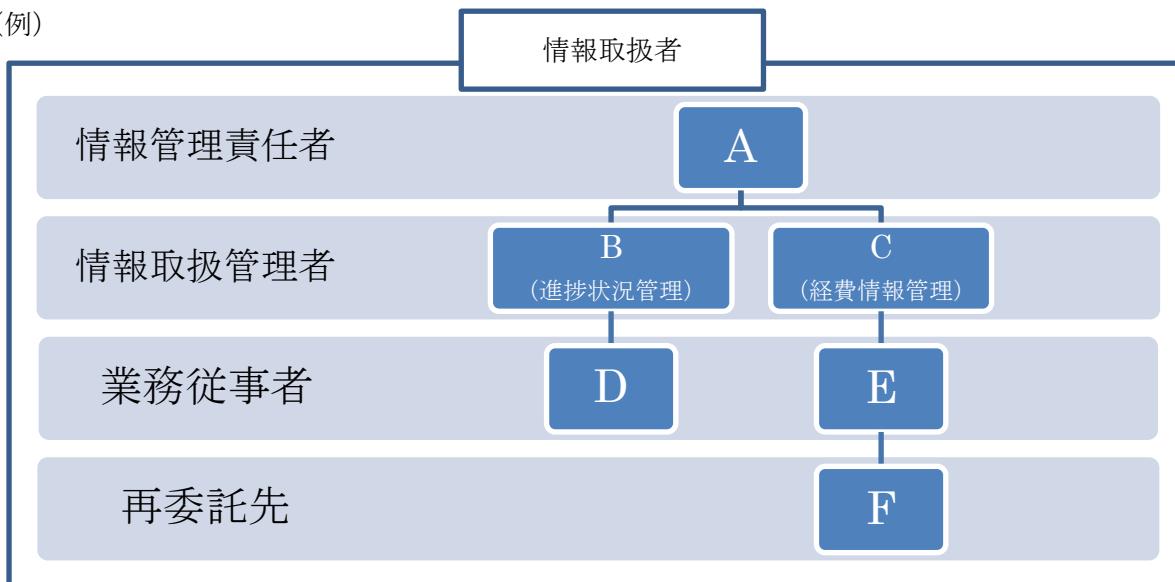
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。